令　和　３　年

奥州金ケ崎行政事務組合議会会議録

第３回臨時会１１月２２日招集

奥州金ケ崎行政事務組合議会

令 和 3 年 第 3 回

奥州金ケ崎行政事務組合議会

臨 時 会 会 議 録

令和３年第３回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会会議録

議事日程第１号

令和３年11月22日（月）午後２時開議

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

本日の会議に付した事件

第１　会議録署名議員の指名
第２　会期の決定
第３　諸般の報告
第４　議案第１号　奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

出席議員（12名）

議　長　　阿　部　加代子　君
１　番　　高　橋　　晋　君
２　番　　小野寺　　満　君
３　番　　高　橋　　浩　君
４　番　　千　葉　康　弘　君
５　番　　瀬　川　貞　清　君
６　番　　高　橋　藤　宗　君
７　番　　廣　野　富　男　君
８　番　　有　住　　修　君
９　番　　小野寺　　重　君
10　番　　今　野　裕　文　君
12　番　　青　木　俊　悦　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

欠席議員（１名）

11　番　　渡　辺　　忠　君

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

説明のための出席者

管　理　者　奥　州　市　長　　小　沢　昌　記　君

副管理者	金ケ崎町長	髙橋由一君
副管理者	奥州市副市長	及川新太君
監査委員		鈴木龍司君
事務局長		千田淳一君
事務局次長	兼会計管理者兼企画総務課長	北條　光君
施設管理課長	兼長寿命化事業推進室長	菅原　優君
水質管理課長		千葉美隆君
消防次長	兼消防総務課長	千葉　直君
消防次長	兼予防課長	小野寺和則君
消防救急課長		志和　純君
水沢消防署長		高橋洋男君
江刺消防署長		菅野一美君
消防救急課主幹	兼危機管理室長	平塚　孝君
消防救急課主幹	兼通信指令室長	小原洋一郎君
企画総務課	課長補佐	藤原丈司君
消防総務課	課長補佐兼人事係長	北條芳文君
企画総務課	企画総務係長	石川暢光君
企画総務課	財政係長	小山美奈子君
企画総務課	主任	本明達也君

～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～

議　　事

午後２時　　開議

○議長（阿部加代子君）　これより令和３年第３回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を開会いたします。

出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

欠席通告者は11番渡辺忠議員であります。

本日の会議は議事日程第１号をもって進めます。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第73条の規定により、議長において、５番瀬川貞清議員、６番高橋藤宗議員の２名を指名いたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、お手元に配付しました予定表のとおり本日１日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　ご異議なしと認めます。よって、会期は本日１日限りといたします。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第３、諸般の報告を行います。

監査報告はお手元に印刷配付のとおりであります。これに対し、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質問なしと認めます。

なお、本臨時会に提出のため管理者より議案１件の送付を受けております。

これをもって報告を終わります。

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

○議長（阿部加代子君）　日程第４、議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてを事務局長からご説明申し上げますので、ご了承を願います。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。

この改正は、岩手県職員の給与制度に準じ、関係条例の一部を改正しようとするものであ

ります。

改正の主な内容でありますが、職員に係る期末手当の支給割合を改めるものであります。

なお、この条例の施行期日は、所要の整理を除き、令和３年12月１日及び令和４年４月１日とするものであります。

以上で議案の説明を終わります。何とぞ提案のとおりご議決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　ただいまの議案に対し質疑ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　３点ほどお尋ねいたします。

まず、提案理由ですが、岩手県職員の給与制度に準じるというふうにあるのですが、県議会は25日からなのですが、まだ決まっていないものに準じるというのもおかしな話で、人事院勧告に従ってであれば分かるのですが、これはちょっと表現上うまくないのではないかというふうに思いますが、その点をお尋ねします。

２点目は、昨年来新型コロナウイルス感染症の拡大防止のために、職員の皆さんには大変ご苦労いただいたものと思います。そういう中で、こういう引下げが本当に妥当性があるのかという点で疑問を感じますので、どういう検討がされたのかお尋ねをいたします。

もう一つは、再任用職員とされている方々はいらっしゃらないのでしたか。もしいらっしゃるとすれば、どういう扱いになるのかお尋ねをいたします。

○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。

○事務局長（千田淳一君）　３点ご質問いただきましたけれども、私のほうから１点目と２点目についてご答弁申し上げたいと思います。

まず１点目については、岩手県における議決、見込みですが、11月25日と。その前でこのような取扱いでよろしいかというご質問と承りました。当組合におきましては、今まで岩手県の給与制度に準じて取り扱ってきたのはそのとおりでございます。それで、今回につきましては、岩手県の人事院勧告ということについては勧告が出されており、それを議案として、岩手県としては11月25日に上程されるという情報と承っております。

岩手県の人勧の内容について、当組合としては、県に準拠する形での判断をしたということからすれば、準拠というものについては、その解釈といたしましては、ある事項を規定する内容に、それぞれ本質の異なる他の事項に関する規定を借りてきて、これに適当な修正を加えて働かせるという解釈となっておりますので、今回岩手県の人事院勧告、これに基づいて、案としては決定されている内容でございますので、それに基づいて、行政組合としては、それに準ずるのが妥当だろうという判断をしたところでございます。

２番についても、引下げが妥当かというところ、これについては、岩手県の人事院勧告において内容が示されておりますので、その解釈を基に、内容として妥当という取扱いからこの内容としたものでございます。

以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　北條事務局次長。
○事務局次長兼会計管理者兼企画総務課長（北條光君）　３点目の再任用職員はいるかということでのご質問でしたけれども、現在のところ再任用職員はおりません。また、対応については、一般職員と同様の対応になると思います。
以上でございます。
○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。
○10番（今野裕文君）　法律論争をここでやるつもりはないのですけれども、そうすれば県議会に出される議案というのは、最初から成立することが前提なのですか。それはあんまりでないか。結果として成立するのでしょうけれども、今までですと、県の議決が終わって、市の議決が終わって、ぎりぎり年度末、市議会終わってから臨時議会開いてやってきたのではなかったかなと思うのですけれども、現時点のことを言えば、県議会では成立していないわけですので、こういう説明は改めるべきだと思いますし、妥当性はないと思います。あまりにもひどいのではないですか。県議会の議決行為を否定することにもなりかねない表現だと思いますので、訂正をお願いしたいと。
それから、時間外勤務もあって、それぞれの自治体、地方公共団体によって度合いはいろいろあったかとは思うのですが、時間外も含めて、この２年間大変な苦労をしていただいて、例えば集団接種だと看護師さん１日３万円の手当でしょう。こういうことを片方でやっていて、この２年間頑張っていただいた職員の手当を今削らなければならないのかと、そういう検討がされたのかということをお尋ねしております。ただ単純に県の人勧に沿うということなのですか。そこをお尋ねします。
再任用職員について、職員に準ずるという話でありますけれども、再任用職員は１年契約でしょう。もしそうだとすれば、実際はいないようですからいいのですけれども、不利益処分とは言わないのかな、法律上は。不利益何とかと、それはやってはいけないことではないですか。そう思うのですが、そういう答弁だったので、改めてお尋ねします。
○議長（阿部加代子君）　千田事務局長。
○事務局長（千田淳一君）　先ほどの３点のうち、さらにご質問いただきましたけれども、１点、２点について、私のほうから改めてご答弁申し上げます。
議員のほうから県の議決行為を否定するという趣旨のご発言をいただきましたけれども、何ら当組合として議決行為を否定するというものでは一切ございません。当組合の給与改定において、県が人事院勧告を受けて案として固められている案を、決定している案を基としてこの組合で判断させていただいたというところでございますので、何ら否定するものではない。今まで、議員ご指摘のとおり縷々の手順で、順番からすれば県議会、それから構成市町における議決というところを見ながら、組合としても手順としては進めてきた件ではございますけれども、今年度においては、人事院の勧告、それからこのタイミングでの改正をし

ないことには、12月の期末の取扱いに影響が出るというところで、このタイミングでの最大の判断をさせていただいたということでご理解いただきたいと思います。

なお、時間外勤務においては、職員の皆さんに大変ご苦労をかけた、そのとおりでございますが、いずれ職員の給与というところからすれば、県の人勧で示された内容のとおり、民間の関係での判断もやはり必要なのだろうと、それを当組合としても妥当と捉まえて検討を進めてきた結果でございます。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　北條事務局次長。

○事務局次長兼会計管理者兼企画総務課長（北條光君）　３点目の質問、再任用職員についてでございますけれども、現在、先ほど答弁したとおり、再任用職員はおりません。来年度以降予定しているところでございますが、その場合については、その職員への影響等を考慮しまして、職員組合と協議していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部加代子君）　10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　ここは議会ですよね。11月22日という日付が刻印になっています。岩手県職員の給与制度に準じてとなっていますよね。説明つかないでしょう。訂正したほうがいいのではないですか。これを後で見た場合にどう見るのですか。そんな片意地張らないで直したほうがいいのではないですか。

○議長（阿部加代子君）　小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　本議会における事務局説明の原稿が手元に私もあるわけでありますけれども、今野議員おっしゃるとおり、この改正は岩手県職員の給与制度に準じ、改正をしようとするものであるというふうにご説明を申し上げました。しかし、準じる制度がまだ成立していないとすれば､やはりそこには齟齬があるのではないかというご指摘であります。ごもっともな部分でありますので、この内容につきましては、私とすれば、県が今しようとしている部分の案を十分に検討した上で、独自にこの案を提案しているということがはっきり分かるような文言に、ここの部分は、できれば議長と相談をして、議事録において、その内容が正しく伝わるように調整をいたしたいというふうに思いますが、議長、そのようなお取り計らいができるものなのかどうか、ご検討をいただければと思います。

○議長（阿部加代子君）　暫時休憩いたします。

午後２時14分　休憩

～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～○～～～～～～～～～～～

午後２時17分　再開

○議長（阿部加代子君）　再開いたします。

小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　さきの説明の内容は、文書ではなく口頭でご説明したものであり

ます。「この改正は、岩手県職員の給与制度に準じ」というふうに説明をいたしましたが、正しい表現として、誤解があるのではないかという13番議員のご指摘がございましたので、より正確を期すために、「準じ」の部分を「岩手県職員の給与制度を参考に検討した結果、組合として関係条例の一部を改正しようとするものであります」というふうな内容で、説明の内容をより正しく理解していただける部分に変更いたしたいというふうに思います。

この件について議長のお取り計らいをお願い申し上げます。

○議長（阿部加代子君）　文言整理につきましては議長に一任していただけますでしょうか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　さっき13番と言いましたけれども、10番です。

県の人事院勧告の内容に準じてで駄目なのですか。何だか非常に気になるんですけれども。それでいいのではないのか。県職員の制度に触れないほうがいい、決まっていないのだから。

○議長（阿部加代子君）　文言整理につきましては議長に一任していただいて、管理者とお話をしたいというふうに思います。

小沢管理者。

○管理者（小沢昌記君）　大変失礼いたしました。後ろの立札を見てしまいました。13番を10番に訂正いたします。

10番今野議員がお話しされた部分の意も含めて、申し上げられたいことは、県の議会の議決もなされないうちに、それをそれに準じて決めたというのは、やっぱりちょっと問題ではないかというところを議論の最も大きな争点にされているということでございますので、岩手県人事委員会のというふうな形の中で、県が決めたことではなく人事委員会が決定している方向を出しているわけです。そこに準じてという形で、説明の内容を議事録において調整をいたさせていただきたいというふうに思いますので、何とぞご理解を賜れればというふうに思います。

○議長（阿部加代子君）　ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　質疑を終結いたします。

討論ありませんか。

10番今野裕文議員。

○10番（今野裕文君）　議案第１号、奥州金ケ崎行政事務組合職員の給与に関する条例の一部改正について反対をいたします。

全部反対というわけでもないのですが、いずれ少なくとも第１条に関して言えば、この２年間ご苦労された職員の皆さんの努力に報いる形で、励ます意味でも下げるべきではないと私は考えます。

あとは、再任用はいないそうですので触れませんが、そういう観点で、本条例案には、一部改正には反対をいたします。

○議長（阿部加代子君）　ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部加代子君）　討論を終結いたします。

これより採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部加代子君）　起立多数であります。よって、議案第１号は原案のとおり可決されました。

以上をもって本臨時会に付議した事件は全て議了いたしました。

これをもって令和３年第３回奥州金ケ崎行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。ご一同ご起立願います。大変お疲れさまでした。

午後２時21分　閉会

地方自治法第123条第２項の規定により、ここに署名する。

令和３年11月22日

奥州金ケ崎行政事務組合議会

議　長　　阿　部　　加代子

５　番　　瀬　川　　貞　清

６　番　　高　橋　　藤　宗